

障害のある人・児童の権利擁護に必要な視点

弁護士 徳 田 暁

第1 はじめに

1 自己紹介

2 身近な障害者虐待事例

第2 障害者（児）に対する施設虐待の状況

1 障害者虐待防止法に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（神

奈川県記者発表資料、同日厚労省記者発表資料より）

(1) 全国の状況

① 通報・届出・相談件数

- ・平成25年度 1860件
- ・平成26年度 1746件
- ・平成27年度 2160件
- ・平成28年度 2115件
- ・平成29年度 2374件
- ・平成30年度 2605件
- ・令和元年度 2761件
- ・令和2年度 2865件
- ・令和3年度 3208件
- ・令和4年度 4104件
- ・令和5年度 5618件
- ・令和6年度 5870件

② 虐待認定がされた件数

- ・平成25年度 263件（被虐待者数455人）
- ・平成26年度 311件（被虐待者数525人）
- ・平成27年度 339件（被虐待者数569人）
- ・平成28年度 401件（被虐待者数672人）
- ・平成29年度 464件（被虐待者数666人）
- ・平成30年度 592件（被虐待者数777人）
- ・令和元年度 547件（被虐待者数734人）
- ・令和2年度 632件（被虐待者数890人）

- ・令和3年度 699件（被虐待者数956人）
- ・令和4年度 956件（被虐待者数1352人）
- ・令和5年度 1194件（被虐待者数2356人）
- ・令和6年度 1267件（被虐待者数2010人）

③令和6年度の施設虐待における虐待類型

身体的虐待が51.6%と最も多く、次いで心理的虐待が47.3%、性的虐待11.1%
被虐待者の障害種別は、知的障害が67.9%と最も多い。

虐待があった障害者福祉施設の種別は、障害者支援施設が20.4%、共同生活援助が19.2%。

(2) 神奈川県状況

① 通報・届出・相談件数

- ・平成25年度 388件
- ・平成26年度 201件
- ・平成27年度 158件
- ・平成28年度 103件
- ・平成29年度 113件
- ・平成30年度 121件
- ・令和元年度 133件
- ・令和2年度 171件
- ・令和3年度 160件
- ・令和4年度 352件
- ・令和5年度 419件
- ・令和6年度 485件

② 虐待認定がされた件数

- ・平成25年度 29件（被虐待者数30人）
- ・平成26年度 15件（被虐待者数34人）
- ・平成27年度 16件（被虐待者数40人）
- ・平成28年度 26件（被虐待者数39人）
- ・平成29年度 32件（被虐待者数55人）
- ・平成30年度 25件（被虐待者数25人）
- ・令和元年度 32件（被虐待者数42人）
- ・令和2年度 40件（被虐待者数53人）
- ・令和3年度 44件（被虐待者数55人）
- ・令和4年度 77件（被虐待者数127人）
- ・令和5年度 101件（被虐待者数145人）
- ・令和6年度 115件（被虐待者数162人）

③施設虐待における虐待類型

身体的虐待が 53 件、心理的虐待が 67 件、性的虐待が 12 件。

被虐待者の障害種別は、知的障害が 97 人と最も多い。

虐待があった障害者福祉施設の種別は、障害者支援施設が 13 件、共同生活援助が 38 件。

2 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の届出・通告（こども家庭庁発表資料より）

(1) 通報・届出・相談件数

- ・令和 3 年度 387 件
- ・令和 4 年度 422 件
- ・令和 5 年度 541 件
- ・令和 6 年度 未発表

(2) 虐待認定がされた件数

- ・令和 5 年度
令和 4 年度以前からの継続事例 24 件を含む 593 件の内、171 件
- ・令和 4 年度
令和 3 年度以前からの継続事例 100 件を含む 522 件の内、145 件
- ・令和 3 年度
令和 2 年度以前からの継続事例 43 件を含む 430 件の内、131 件

(3) 虐待類型

- ・令和 5 年度
身体的虐待が 99 件、心理的虐待が 52 件、性的虐待が 16 件、
ネグレクト 4 件
- ・令和 4 年度
身体的虐待が 80 件、心理的虐待が 47 件、性的虐待が 14 件、
ネグレクト 4 件
- ・令和 3 年度
身体的虐待が 68 件、心理的虐待が 39 件、性的虐待が 20 件、
ネグレクト 4 件

(4) 虐待の事実が認められた施設等

- ・令和 5 年度
「児童養護施設」が 79 件、「里親・ファミリーホーム」が 29 件、「障害児入所施設等」が 29 件、「乳児院」が 7 件、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が 13 件
- ・令和 4 年度
「児童養護施設」が 77 件、「里親・ファミリーホーム」が 30 件、「障害児入所施設等」が 26 件、「乳児院」が 4 件、「児童相談所一時保護所（一時保護委

託含む)」が4件

- ・令和3年度

施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が69件、「里親・ファミリーホーム」が21件、「障害児入所施設等」が20件、「児童自立支援施設」が8件、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」が6件

3 障害児施設に適用される法律関係

(1) 障害者虐待防止法

- ・ 障害児通所施設等

（障害者福祉施設、障害者福祉サービス事業等および障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等）

(2) 児童福祉法（第33条の10第1項）

- ・ 障害児入所施設

（小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者）～令和7年10月より保育所、認定こども園も対象。

第3 障害者虐待防止法の概要

1 法律の目的（法第1条）

～障害者虐待の防止と養護者支援を目的として国、地方公共団体の責務を定める法律

- ・ 「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、」 障害者の権利利益の擁護に資するために以下の内容を定めている。

- ア 障害者に対する虐待の禁止
- イ 障害者虐待の予防及び早期発見
- ウ 虐待防止のための国等の責務
- エ 障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援のための措置
- オ 養護者に対する支援
- カ 虐待防止、養護者の支援等に関する施策の促進

2 制定の経緯

～平成23年6月17日成立、平成24年10月1日から施行

3 救済の対象となる虐待の場面

～家庭、施設、職場における障害者虐待の防止について、具体的な救済のスキームを定めている。

- ア 養護者による障害者虐待
- イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ 使用者による障害者虐待

- ・学校、病院、保育所等で起きた虐待については、通報からのスキームを設けず、研修実施、普及啓発、相談体制整備、虐待対処措置、虐待防止措置という間接的な防止措置に止まっている。（法施行後3年を目処として必要な措置を講じるとされていた。附則第2条。～厚労省平成29年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究について」調査研究事業報告書によれば、既存の法律等で対応できること、障害者のみが対象となる仕組みではなく包括的な仕組みを検討する必要があることの指摘がある。）
- ・改正精神保健福祉法（令和6年4月1日施行）
医療機関における虐待防止措置の義務化
虐待を発見したものの都道府県に対する通報義務の導入
- ・保育所・認定こども園における虐待に対する通報義務の導入（令和7年児童福祉法改正）

4 法が定める虐待とは何か？（法2条）

(1) 身体的虐待：

障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加えること、正当な理由無く障害者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待：

- ア 障害者にわいせつな行為をすること
- イ 障害者にわいせつな行為をさせること

(3) 心理的虐待：

- ア 障害者に対する著しい暴言
- イ 障害者に対する著しく拒絶的な対応

(4) ネグレクト：

- ア 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
- イ 障害者に（養護者以外の同居人、他の利用者、他の労働者による）身体的虐待、性的虐待、心理的虐待が行われているのにこ

れを放置するなど障害者擁護を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待：

障害者の財産を不当に処分する等、障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※ 該当する刑罰法規の例

- ・ 身体的虐待～刑法 204 条傷害罪、208 条暴行罪、220 条逮捕監禁罪、199 条殺人罪
- ・ 性的虐待～刑法 176 条不同意わいせつ罪、177 条不同意性交罪、
- ・ 心理的虐待～刑法 222 条脅迫罪、223 条強要罪、230 条名誉毀損罪、231 条侮辱罪
- ・ ネグレクト～刑法 218 条保護責任者遺棄罪
- ・ 経済的虐待～刑法 252 条横領罪、235 条窃盗罪、246 条詐欺罪

※精神年齢が7歳6ヶ月、知能指数が39の中等度の知的障害を有している未成年の被害者に対して、数回にわたりラブホテルで性交をした放課後デイサービスの理事に対し、準強制性交等罪により懲役5年の実刑判決を言い渡した事案（熊本地裁令和5年3月6日判決）

5 法が定める障害者施設における虐待対応のスキーム

(1) 「通報が端緒」：市町村が通報や本人からの届出を受理し、都道府県に報告するとともに、市町村、都道府県が障害者総合支援法や各障害者福祉法などの関係法規上の権限を行使して、本人の救済と虐待の防止、改善を確保する。

- ・ 関係法規上の権限：障害者総合支援法等の報告の徴収、帳簿書類等の提出命令、出頭・質問権、立入検査、監査権限、指定の停止、取消権限の行使、社会福祉法上の苦情解決制度の活用等
- ・ 虐待の「おそれ」だけで通報をしなければならない。高齢者虐待の場合（生命身体に重大な危険が生じている場合の通報義務、それ以外の場合の通報努力義務）とは違う！
- ・ 守秘義務等の解除（秘密漏洩罪の不適用、障害者福祉施設従事者等の雇用関係における不利益取り扱いの禁止等）
- ・ 市町村等職員による通報者情報の非開示

※障害者虐待を発見しやすい立場にある者の早期発見努力義務（法6条2項）

- ・ 国及び地方公共団体

- ・施設、学校、医療機関、保健所その他障害者福祉に関係する団体とその職員
- ・医師、歯科医師、弁護士その他障害者福祉に関係する者及び使用者

＜グループワーク＞

- ・ある職員から、他の職員の不適切支援や虐待のおそれがあることを相談された場合、どのような対応をとっているか。事業所内で対応部署や対応方法が定まっていますか。マニュアルはありますか？

(2)組織的容認をしてはならない

- ・鹿児島市の障害者支援施設において、関係者から「職員が利用者の頭をバインダーでたたいている」と聞いた男性職員が、市へ通報したところ施設側は事実を確認できないとして、当該職員に対し、名誉毀損を理由に、金110万円の損害賠償を求めて鹿児島簡裁に提訴した。

これに対して、当該職員は、障害者虐待防止法が、虐待のおそれだけで発見者に通報義務を課し、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないことを規定しているにもかかわらず、かかる施設側の提訴が許容されれば不利益取り扱いの禁止規定が無実化し、同法の趣旨を逸脱しているとして、施設に対して、金250万円の慰謝料を求めて反訴。

平成29年12月4日、「障害者の虐待の予防と早期発見に全力を尽くす」ことを誓約し和解成立した。

- ・通報を端緒とする障害者虐待防止法の救済スキームの根本を揺るがす問題。通報したら提訴されるリスクがあるとすれば、誰も通報しない。結局自分では通報できない本人にしわ寄せが来る。
- ・「障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側が損害賠償請求を行うという事案が発生しています。虐待通報された事により施設の社会的信用が低下し、不利益を受けたことが理由とされました。しかし、その後の経過において、施設側の不利益は認定されず、さらに信用を低下させる結果となり、事業所の廃止に至った事例もありました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。施設の設置者・管理者等は…、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをすることがないよう、…理解を深めることが必要です。」（「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援

局障害児支援課)

(3) 通報はすべてを救う

- ・ 利用者の被害
- ・ 虐待した職員の責任
- ・ 理事長、施設長などの責任
- ・ 虐待が起きた施設法人に対する責任

※養護学校において、生徒に対して、日常的に、「あほ」「ばか」との暴言を吐き、足で蹴る、はたく、強引に引っ張る、バケツを投げつける、トイレの個室から水をかけるという暴行を行っていることを抽象的でありながら把握していたにもかかわらず、教育委員会に対して4年間にわたって報告をせず、結果、より重大な暴行事件が起きた事案について、校長に情報収集、報告の遅延の違法があったとして、市に在学契約に基づく安全配慮義務違反の責任を認めた事例(名古屋地裁令和6年1月30日判決)

第4 児童福祉法による虐待

1 虐待の類型

(1) 同第33条の10各号

- ・ 身体的虐待：被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・ 性的虐待：被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ・ ネグレクト：被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ・ 心理的虐待：被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 障害者虐待防止法との違い

- ・ 身体拘束の定義規定がない。
- ・ 経済的虐待が含まれていない。

2 発見の端緒と対応スキーム

(1) 都道府県への通告・本人からの届出

- ・被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務（児童福祉法第33条の12第1項）

(2) 事実確認及び保護のための措置

- ・都道府県（政令市）は、虐待の届出等を受けたときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講じ（児童福祉法第33条の14第1項）、一時保護を行う者における事業等を確保することにより、当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずる（同2項）。

第5 こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

1 立法目的

性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力等を防ぎ、こどもの心と体を守るため、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務づけるもの。

→令和6年度のこどもが被災者となった性犯罪の認知件数は5000件以上。

※ 施行予定

2024年6月に成立、2026年12月25日に施行

2 対象事業者

・法定事業者（全ての事業者）

学校、認可保育所、認定こども園、児童福祉施設（児童養護施設・障害児入所施設等）。

・認定事業者

認可外保育所、病児保育、放課後児童クラブ、民間教育事業、一時預かり事業、各種学校

※ 民間教育事業とは

こどもに何かを教える事業であれば、事業内容は問わない。

- ①6ヶ月以上の期間中に2回以上、同じこどもが参加できること
- ②こどもと対面で接すること
- ③こどもの自宅以外で教えることがあること

④こどもに何かを教える者が3人以上いること
の要件を満たしていれば、子ども食堂や芸能事務所でも良い。

3 認定の意義

- ・こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、「認定事業者マーク」を広告などに使えるようになる。
- ・性暴力防止の取り組みをしている事業者であることが一目で分かり、差別化を図れる。

4 認定の基準

- ・法律で定められた「性暴力を防ぐ取組」や「犯罪情報を適正に管理する取組」を適切に実施する体制があること。
- ・こども家庭庁に申請し、認定までは約1～2ヶ月かかる見込み。

5 性暴力を防ぐための取組とは

- ・「性暴力」、「不適切な行為」に当たる行為を決め、これらを規律等に定めて保護者等に周知すること。
- ・早期に異変に気づくことができる仕組みを整えること。(面談、アンケート、目安箱等)
- ・相談しやすい仕組みを整えること。(相談窓口の設置、外部の相談員による対応等)
- ・性暴力防止の研修を受講すること。
- ・性暴力が起こった場合のこどもの心に配慮した調査の仕組みを整えること。
- ・こどもたちが安心できる保護や支援を行うこと。
- ・こどもと接する仕事に就く人が、過去に、性犯罪を犯していないかを確認し、前科前歴がある場合には、こどもに接する業務に就かせないこと。

※性暴力とは

- ・犯罪に該当するものだけでなく、こどもを不快にさせる性的な言動の一切。
- ・法定事業者、認定事業者とも、性暴力の未然防止義務、早期発見義務、事実確認義務、子どもの保護・支援や再発防止を行う義務がある。

※不適切な行為とは

- ・性暴力には該当しないが、業務上必要な行為とは言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性のある行為。(SNS上の私的なやりとり、業務目的以外の撮影、合理的な理由なく2人で会う、不必要な身体接触、合理的な理由なく特定の職員が特定のこどもを担当する等。)

- ・不適切な行為の段階で、注意・防止する必要がある。
- ・過度な萎縮につながらないように、事業の実態に即して、不適切な行為を定め、従業員に周知することが必要。

6 犯罪事実確認のための取組とは？

- ・こどもに接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、及び、5年ごとに、過去の性犯罪歴を確認し、性犯罪履歴があることが分かった場合は、内定取消や解雇をする必要がある。
- ・解雇や内定取消が有効になるよう、内定取消事由、解雇事由を明示することが必要になる。

※過去の性犯罪の範囲

①特定性犯罪

「不同意性交」、「不同意わいせつ」、「盗撮」、「未成年淫行」、「児童買春」、「児童ポルノ所持」、痴漢」等

②経過期間

拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの

拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの

罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの

7 犯罪事実確認の手続き

- ・事業者からこども家庭庁に申請し、こども家庭庁から法務省に犯歴情報を照会。
- ・対象者
 - 教員、保育士等、こどもと常に接する職種は、一律対象
 - 事務職員、送迎バスの運転手等、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、実態に応じて現場判断

8 犯罪事実確認に関する情報の適正管理のための取組

- ・適正管理のためのルール設定
- ・犯歴情報を扱う者の限定
- ・こまもろうシステムでのみ犯歴情報を扱う
- ・セキュリティ環境の整備
- ・漏洩等の重大な事態が発生した場合のこども家庭庁への報告

第6 障害者虐待防止法、児童福祉法があるのに何故？

1 虐待の発生要因に関する調査研究

(1) 考えられる問題

- ・教育・知識・介護技術等に関する問題
- ・職員のストレスや感情コントロールの問題
- ・倫理観や理念の欠如
- ・虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ
- ・人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
- ・利用者の障害特性や状態を適切に把握できていない。
- ・利用者の要配慮行動に対する適切かつ有効な支援方法が見出せないため、職員が安易に力や物理的隔離（身体拘束等）で解決しようとする。

(2) 調査研究委員会における意見（厚労省平成28年度「虐待事案の未然防止のための調査研究について」より）

- ・障害者支援施設、共同生活援助、就労の事業所の順に虐待が発生している割合が高い。障害者支援施設、グループホームは24時間営業で、密室性の高いサービスである。就労の事業所については、虐待する側にしつけの意識が根強く残っていることが推察される。
- ・措置時代から勤務している職員には、しつけとして強権を使って言うことをきかせようとしてきた体質が残っているんじゃないかと思うという意見。
- ・養護者虐待と同じく、個人に問題をよせている印象がある。

(3) こども家庭庁「被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」より（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

①労働環境、体制の問題

- ・新任職員のみでこどもの支援に入る日時があった。
- ・宿直や断続勤務が連続して生じざるを得ない状況があり、職員に負担感があった。
- ・こどものユニットにおいて、女性職員の退職により、入浴介助の際の対応も男性職員だけになってしまった。
- ・定員超過が日常的に続いていた。
- ・支援体制が経験年数の浅い職員で構成され、適切な体制ができていなかった。
- ・職員が手薄な時間帯でのこどもの問題行動への対策ができていなかった。
- ・夜間指導員が急遽退職したため、至急、夜間体制を確保しなければならない状況にあった。
- ・人材確保及び人員配置上の課題が多くあった。

②風土の問題

- ・他職員は加害職員を恐れて、不適切な行為を止めることができなかった。
- ・加害職員に対し、施設として適切な指導ができておらず、不適切な関わりへエスカレートしてしまった。
- ・加害職員の関わりに疑念を抱き、管理職員に指導及び改善を求めたが対応できて

いなかった。

- ・他職員は加害職員を恐れて、不適切な行為を止めることができなかった。
- ・施設として被措置児童等虐待の意見や意向等を受け止め、反映する仕組みが十分に機能していなかった。
- ・管理職員へ報告・相談したが、職場環境の改善に向け組織的な取組に繋がらなかった。
- ・施設として被措置児童等虐待としての認識がなく、所管課への報告も発生から半年後であった。
- ・施設全体の職員間の風通しが悪くなっていた。
- ・加害職員は、在籍年数が長く、対応の難しいこどもに対しても熱心に向き合う職員であったことから、他の職員が加害職員に対して意見をしにくい環境であった。

③ 支援能力、センスの問題

- ・対応が困難なこどもが増え、加害職員は自身の支援能力が不足していると感じていたが、改善できていなかった。
- ・こどもの障害に対する理解や専門的知識が不足していた。
- ・障害特性を理解せず、強引に指導することが支援であるとの誤った認識を持っていた。
- ・こどもの失敗した行為に対し冗談として馬鹿にするような話し方が常態化していた。
- ・こどもを権利の主体として捉えておらず、理解を深めていく必要があった。
- ・熱心に支援を行っているが、個人的な思いが支援に入り過ぎていた。
- ・被措置児童虐待防止やこどもの権利擁護に対する職員の意識が不足していた。
- ・こどもの繰り返す行動への正しい対応方法が分からなかった。躰の観念が古く、体罰への認識が甘かった。
- ・職員の「怒りのコントロール不全」、次いで「衝動性」や「攻撃性」があった。
- ・スーパーバイズを行える職員がおらず、多くの職員が自己流の対応となっており施設としての方針が曖昧だった。
- ・加害職員は中堅職員として、こどもの不穏時対応を率先して行うという使命感が強く、他職員に助けを求めず、一人で抑止できる方法として、咄嗟に「倒して抑える」という対応に至った。
- ・普段は穏やかだが、こどもに対し「ルールを守ってほしい」という思いが強く、注意や指導に熱が入り、大きな声や厳しい言い方になってしまった。
- ・正義感が強く真面目な性格から、日課に沿った生活を送らせなければならないという責任感から被害児童との衝突が度々あった。
- ・こどもたちが「施設の子だからマナーがなっていない」等の批判を受けないこと

を強く意識した支援を行っていた。

- ・こどもが楽しく過ごしている一方で、こどもとの距離が近く、友だち同士のよう
な会話や声掛けが多く、こどもとの関係性が曖昧になっていた。

2 しかし、何よりも、知識、技術だけで無く、「社会モデルの障害観」を理 解し、共感性を養うことが重要！

～障害者支援の仕事は誰もがができる仕事では無く、共感性というセンスが
必要な仕事であるということ

- ・「障害＝普通では無いこと、特別なこと」、「障害＝悪いこと」という認識を
持っている職員さんはいませんか？
- ・障害を克服することは良いことであり、そのために努力をした方が良いと考
えている職員さんはいませんか？

ア 施設虐待事例で良く見られる職員の言動

- ・「○●」が... と、本人のことを呼びつけにしている。
- ・○●さんの、「問題行動」をなくそうと思った。
- ・本人が、言うことを聞かないから…
- ・作業が雑、身だしなみがなっていないから…

イ 医療モデルの障害観と社会モデルの障害観

- ・「医療モデル」とは、

障害を個人の問題としてとらえ、病気や事故その他の個人的な原因に基づ
く、心身の機能障害とする考え方

↓

「医療モデル」による障害観を前提とすれば、障害はあくまでも個人的な
疾病ないし遅滞であり、悪いことであるから、障害のない人と同じように
なるために、障害のある人の側で直す努力をするべきであるし、障害を取
り除くための配慮をするべきであるということになる。

- ・「社会モデル」とは、

障害は個人的な心身の機能障害だけでなく、機能障害に対して社会が作り
出したバリアにより、日常生活等が制限を受ける状態をいうという考え方

↓

「社会モデル」による障害観を前提とすれば、障害というのは、障害のあ
る人の生きづらさに対する社会的な無理解や無配慮が障害の本質という
ことになるから、障害を持たない人の方で、障害を持つ人のハンデや不便
を取り除くための配慮をするべきだということになる。

ウ 障害者権利条約は社会モデルを前提としている

・ 障害者権利条約前文(e)

→「障害が機能障害のある人と態度及び環境の障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、(なお、本稿における障害者権利条約の条文の引用は、原則として、川島＝長瀬仮訳)」

・ 障害者権利条約第1条

→「障害のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害のある人を含む。」として障害の種別を限定せず、「これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。」

エ 障害者権利条約の社会モデルは障害者基本法にも取り入れられた。

- ・ 平成23年に、障害者基本法第2条1号が、障害者の定義を見直し、「…、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」と改正された。

↓

我が国でも障害者は、治療や保護の客体ではなく、人権の主体としてとらえられることになった！ (⇒個人の尊厳、自己決定の尊重)

つまり、障害のある人に対する社会の関わり方として、

①保護の客体から ⇒ 権利行使の主体へ

②能力不存在の推定 ⇒ 能力存在の推定

③支援者中心 ⇒ 本人中心

④代理・代行決定 ⇒ 本人の意思決定

という発想の転換が大事。

- 障害者施設で業務に従事する人は、障害者を支援する「プロフェッショナル」の集まりであるから、障害者の権利養護者たるべき存在。
しかし、反面、利用者を保護の対象と決めつけてしまうことにより、力関係の差異、上下関係ができてしまう。児童との関係ではどうですか？

第7 児童と成人とで違いはあるか？

1 教育、しつけの観点？

- ・例えば、身体拘束の事例で考えてみると、

パニックを起こした本人を部屋に閉じ込めることは身体的虐待に当たるでしょうか？ホールディングすることはどうですか？羽交い締めや閉じ込め以外の支援方法はありませんか？

パニックを起こした利用者に対する対応について、自分の事業所では、どのように対応しているかを報告し、他の事業所の報告も参考に、どのようにするべきかをディスカッションしてください。

●障害者虐待防止法において拘束が例外的に許される場合の3要件

- i 切迫性（緊急性の要件）
- ii 非代替性（必要最小限度の要件）
- iii 一時性（一時性の要件）

●障害者虐待防止法では、明文で、身体拘束が虐待に当たることが定められているが、児童福祉法にそのような明文はない。

⇒障害児と障害者とでどのような違いがあるのでしょうか？

※参考判例①

療育手帳A判定の重度知的障害、自閉症がある本人に対する違法な身体拘束を認定して、障害者施設の損害賠償責任を認めた事例（大阪地裁平成27年2月13日判決）

⇒過去にも、自分の要求が通らなかつたり、テレビやラジオその他の周囲の刺激をきっかけに不穏な状態になり、その場合には、手加減なく職員等にかみつきの怪我を負わせたり、物を投げたり、机をひっくり返し、外へ飛び出そうとして職員ともみ合いになり、入口の扉を壊したり、商店街の花壇を壊したこともあった。

事件当日も、職員との間で押し問答となって興奮し、両手を振り回しながら玄関の方に向かったことから、自傷他害のおそれのあるものとして、複数の職員で手足を押さえつけた。

⇒本人は力も強く、過去の様子からすれば、手足を押さえつける行為に非代替性はある。

しかし、本人の左腕を可動できない方向へ反らせたり、首の下に足を入れるなど、必要以上の苦痛を生じさせる態様で押さえつけ、結果的に胸腹部を圧迫する状態で押さえつけた行為の態様は、自傷他害の危険回避のため

に必要最低限の態様であったとは言えない

⇒具体的な押さえつけの方法、制止の時間、危険防止等に関してマニュアルは作成されておらず、これらについて、職員らに対する具体的な指示や指導も行っていなかった。そのため、どのような態様で押さえつけるかについては、専ら各職員の裁量に委ねられていた。

⇒施設においては、本人との間でルールを設定し、これが守られなかった場合には、同人がいやがっても無理矢理、軽作業室に連れて行くことが支援方針となっていたところ、ルールの設定が本人に精神的な負担を与えていた可能性がある上、軽作業室への移動が本人に更なるストレスを生じさせてパニックを誘発し、その結果、本人を押さえつけることが常態化していたが、そのような支援方針が、本人の障害特性に照らし適切であったかどうかは疑問。

※参考判例②

指定障害児通所支援事業者において、運転手が児童を送迎車両の車内に1人残して目を離した隙に、当該児童が1人で歩いてその場を離れたため見失った事故が発生した際、発見された児童に対して厳しい表情と強い口調で「先生がどれだけ心配したか分かっているのか」、「なぜそんなことをしたのか。」などと問い質した行為（以下「本件言動」という。）が、心理的虐待に当たるか否かが問題となった事例において、心理的虐待には当たらないものの、指定障害時通所支援事業者としては不適切な対応であったと言わざるを得ず、虐待認定をした行政の判断に違法は無いとされた事例（東京高等裁判所令和6年4月18日判決）

→本件言動は、児童が1人で本件車両から降車してその場を離れ、歩き回ったことの危険性について厳しく注意するものであるから、本件児童に危険性を理解させ、再発を防止する目的で行われ、社会的に許容される言動内容や態様である限り、児童福祉法に定める「生活能力の向上のために必要な訓練」の一環として許容される。

しかし、当該児童は、プラダー・ウィリー症候群に罹患していて知的障害もあり、見失い事故当時、知的能力は3歳半程度であったと認められるところ、そのような特性を持つ児童が、本件車両を離れ、1人で路上を歩き回ることの危険性がいかに深刻な事態であるかなどについて、理解したりすることのできる能力があったとはいえない。また、見失い事故の責任は、当該児童が、そのような障害特性を有していたことを踏まえ、事業所内外での活動中や送迎の際の安全に万全を期すべき責任を負う立場にあった事業者と運転手にある。にもかかわらず、本件言動は、

その内容からすると、当該児童にその責任を転嫁する趣旨とともられかねないものであって、児童の障害特性に配慮されたものとは言えず、指定障害通所支援事業者としては不適切な対応であったと言わざるを得ない。

2 関係性の構築という観点？

- ・例えば、呼称で考えてみると、

本人のことを呼びつけにしたり、「ちゃん」付けしたり、あだ名で呼ぶことは心理的虐待に当たるでしょうか？
職員があだ名で呼ばれている状況についてはどのように考えますか？

- 何故、障害者支援の現場では、「さん付け」の呼称が励行されているのか？

⇒職員は親にはなれない。立場の違いを意識する必要は無いでしょうか？

第8 おわりに

1 障害者への古い意識から新しい障害観へ

① 障害者への古い意識

- ・「劣った人たち」 見下し感
- ・「面倒な人たち」 いやいや付き合う感情
- ・「哀れな人たち」 同情
- ・「汚い人たち」 嫌悪感

② 新しい障害観

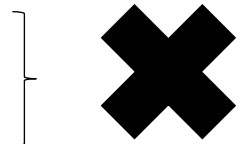
- ・「誰にでも起きうる【障害】を引き受けてくれている自分の分身」＝尊厳をもって接する
- ・「自分でもどうにもならない困難に立ち向かう挑戦者」＝リスペクト
- ・「共に笑い、共に生きる対等な仲間」＝仲間意識
- ・「人と人を結ぶ絆になる人たち」＝共感・好感

2 職場における虐待に対する心構え

虐待などあり得ないこと？

育児や仕事に熱心で真面目なあの人が虐待をするわけがない！

自分が虐待をするはずが無い！



虐待はいつでも起こりうる。



「子育て熱心」「障害者雇用に熱心」な「人格者」でも虐待をする。
自分だって何時虐待をするか分からない。

以上、ありがとうございました。